

いわき市農業委員会第3回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和6年8月20日（火曜日）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者（計34名）

(1) 農業委員（23名）

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	22 飯高 敬一
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
4 木幡 仁一	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠		
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局（11名）

事務局長	草野 隆弘
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係 主査	鈴木 昌則
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	櫛田 秀則
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査（書記）	鹿内 竜也

2 欠席者

19 生田目 祥明

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入ります。

議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。

蛭田会長、よろしくお願いいたします。

議長
(蛭田会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席ですが、議席番号19番 生田目祥明委員となります。

現在、委員24名中23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会3回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号7番 田子耕一委員、議席番号8番 古市邦男委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局
(中村次長)

【議案書2ページにより会務報告】

議長
(蛭田会長)

これより議事を進めますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議事に入る前に、議案・報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局 (赤津係長)	特に取下げ、追案等はございません。
議長 (蛭田会長)	それでは、議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 該当する方がいれば、議案審議の際に申し出てください。 それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の3ページをお開き願います。 【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (千葉主事)	議案説明書の1ページをお開きください。 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。 議案説明書の2ページをご覧になりながら、お聞きください。 併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧下さい。 番号1番から番号8番につきましては、売買による所有権の移転、番号6番は新規就農案件、番号7番は農地所有適格法人案件となります。 番号9番、番号10番につきましては、贈与による所有権の移転となります 以上が、今月の農地法第3条許可による案件となります。 今月の3条申請面積につきましては、田 11,701 m²、畑 6,445 m²、合計 18,146 m²となります。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
1番 鈴木（幸） 委員	番号1番から番号8番の案件につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	続いて、事務局よりお願いいたします。
事務局 (千葉主事)	番号9番、番号10番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。 報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の4ページをお開き願います。

【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(櫛田主査)

議案の説明に入る前に、案件の取下げについて、ご説明いたします。

議案説明書の8ページをお開きください。

番号2番、内郷高野町の案件について、取下願出書が提出されたことから、議案から削除願います。

【番号2番、申請取下げにより削除】

これにより、今月の5条許可申請の合計面積が変更となります。

畑の面積が7,720 m²から5,839 m²、合計面積が8,790 m²から6,909 m²へ変更となります。

なお、先月の第2回総会において、「審議保留（次回再審議）」となった遠野町根岸の案件についても、申請が取り下げられておりますので、この場を借りてご報告いたします。

それでは、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞きくださるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は10ページから、「意見及び決定理由書」は1ページ、受付番号5048番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、山田町、田668 m²、資材置場（恒久転用）、所有権の移転。

番号3番、遠野町上遠野、畑548 m²、一般住宅、所有権の移転。

番号4番、小川町下小川、畑401 m²、分家住宅、使用貸借権の設定。

番号5番、川前町下桶売、畑4,890 m²、資材置場としての一時転用、賃借権の設定。

なお、番号5番については、転用面積が3,000 m²（30 a）を超えており

事務局 (櫛田主査)	ますので、農地法の規定に基づき、福島県農業会議の意見聴取案件となります。 続きまして、番号6番、川前町小白井、田 402 m²、仮設停車場としての一時転用、賃借権の設定。 以上5件、面積は、田 1,070 m²、畑 5,839 m²、合計 6,909 m²となります。 番号1番、番号3番から番号6番について、申請内容を精査した結果、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
2番 鈴木(義) 委員	番号1番、番号3番及び番号4番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	続いて、事務局よりお願いいたします。
事務局 (櫛田主査)	番号5番及び番号6番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第3号「現況確認証明願いについて」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の5ページをお開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (千葉主事)	議案説明書の9ページをお開き願います。 議案第3号「現況確認証明願いについて」、説明いたします。 議案説明書10ページをお開き願います。

事務局 (千葉主事)	また、配布しております現地調査位置図も併せてご覧ください。 番号1番、申請地は、小川町上小川、登記地目「田」、面積1,270㎡、小川町上小川、登記地目「畑」、面積327㎡、小川町上小川、登記地目「畑」、面積1,628㎡、合計3筆となっております。 非農地化した経緯については、約30年前から耕作されておらず、平成12年に相続した時点で非農地化しており、現在に至っております。 以上1件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
8番 古市委員	番号1番について、現地調査を実施した結果、現地は非農地化しており、営農できる状態ではありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、現地は非農地化していると判断されるところでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第3号「現況確認証明願いについて」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第4号「いわき市農用地利用集積計画について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (鯨岡係長)	議案書の6ページをお開き願います。 【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (鈴木主査)	議案第4号「いわき市農用地利用集積計画について」、説明をさせていただきます。 説明に入ります前に、議案説明書15ページ、番号9番の借り手である株式会社AGRIにつきまして、説明をさせていただきます。 借り手は、令和6年6月に開催されました第40回総会において、委員の方々より質問があり「審議保留（継続審議）」となった案件となりますので、質問等について、事務局で確認した内容を説明したいと思います。 それでは、株式会社AGRIについて説明をさせていただきます。 まず、株式会社AGRIについては、茨城県鉾田市にあります、認定農業

事務局
(鈴木主査)

者としての資格を取得している農業法人となります。

この法人の親会社である株式会社HRCが、人材派遣業を行っていることから、農業向けの人材として特定技能外国人を雇用し、そこから派遣をされ農業を行っている現状となります。

令和6年6月21日第40回農業員会総会において、委員の方々から質問があった内容につきましては、①借り受けする農地に作付けする農作物について、②現在所有している農機具と営農開始となった場合の農機具の保管場所について、③当市で就労を予定している外国人労働者の人数と国籍について、④外国人労働者の管理、監督の方法と監督者の居住地について、以上4点について確認をしましたことから、順次内容について説明をしたいと思います。

「借り受けする農地に作付けする農作物について」、今回借り受けする農地については、イチゴを主として、サツマイモと品目を限定して耕作をする予定(イチゴ苗育苗中、秋に定植予定)。

「現在所有している農機具と営農開始となった場合の農機具の保管場所について」、現時点では耕作もしていないことから、鉾田市にある農機具を持参し、場合によっては機械を使用する一定期間のみ圃場へ保管。

ゆくゆくは、いわき市内に保管場所を確保する予定。

「当市で就労を予定している外国人労働者の人数と国籍について」、国籍によって気質に違いがあるため、就労する外国人としては、ネパール人2～3名程度。

問題の多い、ベトナム人は雇用しない。

「外国人労働者の管理、監督の方法と監督者の居住地について」、親会社となる株式会社HRCより人員を派遣してもらい、外国人労働者を管理・監督する。

また、農業を行う地元(いわき市)の方に世話(技術面も含め)を出来る方がいれば、株式会社HRCで雇用したい考えとの事です。

また、委員の方々からの質問とは別に、事務局側で確認した内容ですが、「当市で営農するに至った経緯について」、福島県は茨城県の隣県であり、日照も比較的長く、気候も穏やかであることから営農を希望するに至った。

鉾田市においても、令和元年台風による被害があったことから、外国人労働力派遣を行っていた親会社の株式会社HRCがJAから農場運営を依頼され、子会社として株式会社AGRIを設立したところです。

「鉾田市での営農状況ならびに収入状況について」、昨年3月からイチゴ等の営農に取り組むものの、収入としては結果3,000万円の赤字となってしまった。

法人としては、技術面での不足をカバーするため、専門の農家の方から技術指導を受けたり、現在取得している認定農業者の資格についても、鉾田市だけでなく、広域の認定農業者となれるよう関係機関と調整中です。

「市内に居住するとなった際の外国人の住まいについて」、今回の雇用については、本総会の議決後に入国手続きを行う方向で検討していることや、

事務局 (鈴木主査)	イチゴ苗の定植時期である秋口（10月頃）を踏まえ、就農地の近くのアパート等の空き状況を確認しながら、当面日本人の方と一緒に住み営農を開始する予定。 以上の点につきまして、事務局側で確認をしましたので、説明をさせていただきます。 それでは、議案説明書13ページより説明を行います。 第4号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農地を借り手に転貸する事案でございます。 実施地区は、平・四倉、借り手3名、貸し手6名、対象筆数、田3筆、畑7筆、面積、田5,321㎡、畑5,931㎡となります。 なお、14ページ以降の詳細な説明は、省略させていただきます。 以上、計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の要件を満たしていると考えます。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
4番 木幡委員	番号9番、株式会社AGRIに関してですが、事務局が説明した内容については、先方から聞き取りをした内容ですか、それとも何か書類を見て打ち合わせをした内容なのでしょうか、具体的に教えてください。
事務局 (鈴木主査)	株式会社AGRI、中間管理機構及び事務局により、面接という形で聞き取りをした内容になります。
4番 木幡委員	事業計画書については、事務局で確認していないということですか。
事務局 (鈴木主査)	事業計画書については、その場では確認しておりません。
4番 木幡委員	それを踏まえてですが、先程の説明について、時期が来ればとか、場所があればとか、人がいればという仮定的な説明ばかりで、本当にどのタイミングで何をどう始められるのか全く想像が付きません。 当然認められなければ、事業開始出来ない訳ですが、大体今から初めて何カ月とか、事業が認められれば、何カ月くらいで人や場所が決まるとか、もう少し話を詰めて貰えると、具体的に見えて来るのかなと思います。 あくまでも今後の対応についての提案ですので、よろしく願いしたいと思います。

事務局
(鈴木主査)

はい。
ありがとうございました。

議長
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木主査)

議案説明書の17ページ、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について」、説明をさせていただきます。

次ページをお開きください。

議案第5号につきましては、令和5年4月より基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律（第19条第3項の規定）に基づき、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。

なお、本総会での意見聴取後は、市を通して福島県により公告を行うものです。

内容については、19ページをご覧ください。

公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により農地中間管理権を取得している農地について、新たに借り受け者を設定するものです。

実施地区は、平、借り手6名、対象筆数、田3筆、山林1筆、雑種地2筆、公衆用道路2筆、面積は、田5,616㎡、山林48㎡、雑種地15.38㎡、公衆用道路30.59㎡となります。

なお、番号3番の農地につきましては、登記上の地目は農地以外となっておりますが、現状は田として使用されているもので、番号5番、番号6番の登記地目が農地以外となっているものにつきましては、基盤整備地区内の農地であり、令和10年度末までに、田として利用する方向で整備をしている状況です。

また、番号3番、番号5番、番号6番の借受者については、今回借り受ける農地の他にも自己所有している農地があり、耕作を行っていることから要件については満たしているものと思われます。

事務局
(鈴木主査)

続きまして、本日配布しました資料5「議案説明書追加資料」をお手元にご準備ください。

内容になりますが、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により農地中間管理権を取得している農地について、新たに借り受け者を設定するものです。

実施地区は、平・勿来・四倉、借り手34名、対象筆数、田580筆、畑74筆、面積は、田417,011.58㎡、畑21,128㎡となります。

なお、貸付相手方の要件については満たしているものと思われま
説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決（意見なし）することに、ご異議
ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について」は、原案のとおり可決（意見なし）いたします。

次に、議案第6号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(金成主査)

本日お配りしている資料1をお開き願います。

はじめに、先般お送りした議案説明書から削除された土地がございます
ので、確認願います。

No.3、山田町地内で非農地判断を求められた事案について、現地調査の結果、農地性が認められた土地が2筆あったことから、畑2筆を削除しています。

本日、お配りしている資料1が訂正された内容ですので、そちらをご確認ください。

番号1番から3番については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に原野・山林化している農地について、非農地判断を行うものです。

今般、非農地判断することについて、地権者等から申出があり、地権者からの合意を得られた土地について、その判断をお諮りするものです。

現地調査については、各地区審議会の委員において実施しております。

8月分は、田10筆6,222㎡、畑6筆1,453㎡、合計16筆7,675㎡です。

現地の様子については、前面のモニターに投影させていただきます。

事務局 (金成主査)	説明は、以上です。 【現地の様子をモニターに投影】
議長 (蛭田会長)	只今、議案第6号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
2番 鈴木職代	番号1番について、平1区地区審議会の新妻信夫委員と一緒に現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。 非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。
24番 藁谷委員	番号2番について、内郷・好間・三和地区審議会の菅野綾委員、松本正美委員と一緒に現地を確認しましたが、既に原野の様相を呈している状況であります。 非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。
5番 蛭田会長	番号3番について、勿来地区審議会の蛭田金治委員、佐藤純一委員と一緒に現地を確認しましたが、既に原野、山林の様相を呈している状況であります。 非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
16番 木村委員	番号1番についてですが、周辺の農地も原野化しているということでしょうか。 田んぼの真ん中を非農地化することに、疑問を感じるのですが。
事務局 (金成主査)	資料中、対象地は42番地で、その右隣が41番地、40番地、左隣が43番地となります。 40番地、41番地は雑種地となっており、43番地も対象地の42番地に近い状態で原野化しております。 いずれも耕作は行われておりません。 対象地については、ガードレールが設置されてから、20年以上耕作が行われていない状況であります。
16番 木村委員	周辺に人が住んでいて、耕せば耕作出来るのに、非農地化するということが理解できません。

事務局 (金成主査)	まず大前提として、現況に農地性が有るか否かを最初に判断することになります。 草刈をして、農地として再生利用出来る状態であれば、それは遊休農地と判断するのが妥当であります。 しかし、それ以上となると非農地化することになります。 農林水産省の通知では、再生利用が困難な農地については、速やかに非農地判断を行うこととされております。 ただし、周りの営農に支障を及ぼすとなれば、そうなる前に利用調整等の対応を行うことになります。 対象地については、現地調査や周辺の状況を鑑み、再生利用出来る状況ではないと判断しているところです。
16番 木村委員	高久地区の豊間へ向かう道路沿いに、かなりの高さの草木が繁茂する農地が散在しておりますが、そういった所はどうなりますか。
事務局 (金成主査)	第16期から農地利用最適化推進委員による利用状況調査により、一筆ずつ確認していただいた「非農地であろうと判断される土地」が、現在5,000筆ございます。 本来ならその土地の全てを、3人の委員で現地確認し、速やかに非農地判断を行い、守るべき農地をきちんと守りなさいというのが国の指導でございますが、現実問題として不可能ですので、客観的な調査結果により、順次お諮りしている状況です。 豊間の案件についても、順次非農地判断を行うことが我々の大事な仕事であると認識しておりますが、所有者が重機を入れてでも再生利用するというのであれば、決してそれを拒むものでもございません。 木村委員のおっしゃる土地が、豊間地区の何処の土地なのか、私の認識と合っているのかわかりませんが、今の段階では、現地確認を行ったうえで、順次非農地判断をお諮りすることになるであろうと思われま
16番 木村委員	ちょっと理解が追いつかないのですが、この場合は了解いたしました。
18番 松崎委員	5,000筆について、順次非農地判断して行くとのことですが、どのように処理して行くのか定めはないように思います。 所有者からの依頼があったものから、順次対応して行くということでしょうか。
事務局 (金成主査)	非農地の判断については、大きく2種類ございます。 1つ目は、先程議決いただいた「現況確認証明願い」でございます。 こちらについては、現況に農地性がないため、所有者本人の申請により証明を行うものです。 2つ目が、「非農地通知」でございます。

事務局
(金成主査)

農業委員会による客観的な調査となる利用状況調査により、「あなたの農地については、農地性がありません」と通知をするものでございます。

農業委員会の調査内容により、農地性のないものを農地台帳から外して行くというのが「非農地通知」になります。

これは、我々の権限で行う客観的な調査であり、相手方に一方的に通知することができますが、所有者と我々の見立てが違っていたとか、耕作する意思があったのに、一時的に耕作していなかったなど、所有者との間でトラブルが生じてしまいます。

そのため、本農業委員会では、所有者本人の意思確認を行い「非農地通知」を行っています。

また、所有者が不動産登記の変更を行うことで完結するものであり、登記の変更を行わなければいつまでも農地台帳に残ってしまいますので、登記変更申請を促し、農地台帳の整理を行っております。

それぞれの所有者から確認を取って、相手方との齟齬がないよう丁寧に行っておりますので、5,000筆をいっぺんに処理することは不可能であり、相手方の申し出や地区を限定しながら、対処しているところです。

参考までに、これまでの処理件数を申しますと、一昨年度が123筆、昨年度が約230筆でございます。

22番
飯高委員

事務局にて、登記の変更まで確認しているということでしょうか。

事務局
(金成主査)

登記の変更までは、確認しておりません。

22番
飯高委員

世代を超えて耕作状況が変わって行くことは十分に考えられますので、私は、登記まで確認したほうがよいと考えます。

事務局
(金成主査)

非農地通知を送る際に「こちらの通知をもって登記変更が可能です」ということと、「農地として再生利用することを阻むものではない」ということを併せてお知らせしております。

「法務局にて登記の変更を行ってください」と所有者に勧奨しているところでございます。

しかしながら、登記の変更については、所有者が行うものですので、そこまでの強制力はございません。

非農地通知をもって、所有者に勧奨するというところでご理解いただきたいと思います。

議長
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませ

議長
(蛭田会長)

んか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第6号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第7号「農地法第51条第1項に該当する事案について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の9ページをお開き願います。

【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案説明書の25ページをお開き願います。

議案第7号「農地法第51条第1項に該当する事案について」、ご説明いたします。

議案説明書の26ページ、現地調査位置図の23ページ及び本日お配りした資料2の2ページをお開き願います。

当該違反転用事案について、令和3年6月9日の発見以降、口頭及び文書による是正指導・勧告を続けてきましたが、是正が見られないことから、令和6年2月16日開催の（第17期）第35回総会において、「農地法第51条第1項の規定に基づく原状回復命令を発出する」旨決定しました。

これを受けて、令和6年7月31日を履行期限とする原状回復命令、その内容は「農地法第4条第1項の規定に基づく必要な許可がないまま敷設又は設置した舗装（下地含む。以下同じ。）、芝生、塀、門扉等を撤去し、農地に復旧すること」、この命令書を令和6年5月1日付けで発出しましたが、履行期限の到来に当たり、履行状況の確認及びそれを踏まえた今後の対応方針について、ご審議いただくものです。

違反転用地の所在・地番ですが、渡辺町田部、登記地目は田、登記面積は1,828㎡です。

違反転用者はA氏、土地所有者はB氏です。

違反転用の状況については、当該農地の一部について、農地転用許可を受けずに舗装や芝生の敷設、塀、門扉等の設置を行い、農地以外のものとして利用しているものです。

また、当該農地は、農用地区域内農地に指定されていることから、農業振興地域の整備に関する法律の違反開発にも該当しており、福島県より、農振法違反に係る令和6年7月31日を履行期限とする是正命令が、農地法違反に係る原状回復命令と同日、令和6年5月1日付けで発出されております。

履行期限の到来を受けて、今月7日の現地調査において、原状回復の履行状況を確認しました。

資料2の4ページから9ページにかけて、命令発出前と今回の現地調査の際に撮影した写真をそれぞれ載せておりますので、比較しながらご確認ください。

事務局 (浅川主査)	この後、現地調査担当委員から、調査結果をご報告いただきます。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第7号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
4 番 木幡委員	本事案について、命令発出前の状況と比較しながら、今月7日に現地を確認しましたが、資料の写真のとおり、是正した様子は見受けられませんでした。 このことから、当該農地は農地性を回復したとは言えず、令和6年7月31日を履行期限とした原状回復命令に違反している状態であると考えます。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	ここで、本案件に関し、事務局から発言を求められております。 事務局よりお願いします。
事務局 (浅川主査)	事務局より申し上げます。 農地法第64条第3号において、「原状回復命令に従わない者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する」とされております。 資料2の10ページ及び議案第2号の審議で使用した「許可申請に係る意見及び決定理由書（審査票）」の42ページをお開き願います。 違反転用への対応について、国県は、「違反転用者等が是正指導や原状回復命令に従わない場合には、刑事訴訟法第239条第2項の規定による告発をするかどうかを検討すること」としております。 また、いわき市農業委員会違反転用に係る措置の事務処理要綱第12条においても、「違反転用者等が農業委員会の行った処分又は命令に従わず、法に著しく違反し公益に反すると認められるときは、総会の承認を経て、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき警察に告発を行うものとする。」と定められているところです。 本事案について、口頭及び文書による再三の是正指導・勧告に従わなかった経緯等を踏まえ、今回、「命令違反」（＝是正を行っていない）と判断された場合は、いわき東警察署への告発を検討したいと考えております。 なお、いわき東警察署及び県いわき農林事務所の農振法担当者とは、先月、本事案に関する打合せを行っており、対応方針が決まり次第、再度打合せを行うこととしております。 私からは、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、「今月7日の現地調査において、是正した様子は見受けられなかったことから、当該農地は農地性を回復したとは言えず、令和6年7月31日を履行期限とした原状回復命令に違反している状態である」とのことでした。

議長
(蛭田会長)

また、事務局より、「命令違反と判断された場合は、いわき東警察署への告発を検討する」との説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第7号について、「当該農地は、農地性を回復したとは言えず、令和6年7月31日を履行期限とした原状回復命令に違反している状態であり、このことから、本事案の警察署への告発を検討する」と決し、今後の措置については、会長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第7号「農地法第51条第1項に該当する事案について」は、只今の説明のとおり可決いたします。

なお、措置の内容については、今後の総会で随時報告いたします。

ここで、報告第1号に入る前に、10分間の休憩を取ります。

午後2時55分まで休憩とします。

【10分間の休憩】

それでは、議事を再開いたします。

始めに、報告第1号から第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の10ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】

それでは、議案説明書の27ページから37ページをお開き願います。

今月の報告件数は48件、権利の移動理由は、「相続」が47件、「遺贈」が1件です。

権利の取得面積は、田 124,705.33 m²、畑 64,124 m²、合計 188,829.33 m²です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項（農地法第4条第1項第7号の規定による届出について）を説明】

議案説明書の39ページから40ページをお開き願います。

今月の報告件数は2件、転用面積は、田 2,048 m²、畑 307 m²、合計 2,355 m²です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項（農地法第5条第1項第6号の規定による届出について）を説明】

議案説明書の41ページから44ページをお開き願います。

今月の報告件数は14件、転用面積は、田 8,601 m²、畑 2,574 m²、合計 11,175 m²です。

事務局
(蛭田係長)

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。
続きまして、議案書の 13 ページをお開き願います。

【報告第 4 号を朗読し、報告事項（農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について）を説明】

議案説明書の 45 ページから 60 ページをお開き願います。

今月の報告件数は 67 件、面積は、田 287,380.67 m²、畑 16,313 m²、合計 303,693.67 m²です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

次に、報告第 5 号について、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

議案書の 14 ページをお開き願います。

【報告第 5 号を朗読し、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】

議案説明書の 61 ページから 62 ページをお開き願います。

今月の交付件数は 2 件、内訳は、全て「相続税の納税猶予」です。

面積は、田 9,990.75 m²、畑 2,596 m²、合計 12,586.75 m²です。

以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

以上、事務局説明のとおりですので、ご承知置き願います。

次に、協議事項に入ります。

「令和 7 年いわき市農作業労働賃金標準額について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鹿内主査)

本総会から 10 月総会までの 3 回に分けて「令和 7 年農作業労働賃金標準額」の協議を行うことになります。

お配りしております資料 3 が、その協議資料となります。

円滑な協議進行と協議時間の短縮ため、昨年度から作成し、使用しているものとなります。

アンケートや見直し意見、その他委員の皆様の要望などを反映して作成しております。

こちらの協議資料に沿って、懸案課題や各作業項目について、協議していただくことになります。

私からは、この協議資料の内容について説明することになりますが、懸案課題のひとつに、「標準額の毎年策定」の見直しについてという案件がございます。

こちらについては、標準額の協議を行う以前の根本的な課題となりますので、まずはこちらについて、協議していただきたいと思います。

資料 3 ページが、その懸案課題である「標準額の毎年策定」の見直しにつ

事務局
(鹿内主査)

いてとなります。

内容としては、標準額を「毎年策定する必要はない」「委員の任期の3年に1度で良い」という意見が、複数の委員の方々から出されております。

また、令和6年標準額と比較して、大幅に乖離する要望額も出ていないという結果もございます。

標準額の策定については、法律要件ではなく、農業委員会の必須業務でもありませんが、委員の皆様のお考えにより、本市の農作業受委託の目安とするため、毎年策定して来た経過がございます。

こういったことから、標準額の策定については、事務局主導のもとで行うものではありませんので、まずは委員の皆様により、その方向性について、決定していただきたいと思ひます。

協議資料の具体的な説明については、策定の可否が決してから行いたいと思ひます。

一旦、議長にお返しいたします。

よろしくお願ひいたします。

議長
(蛭田会長)

只今事務局より、「令和7年いわき市農作業労働賃金標準額について」、説明がありました。

標準額を「毎年策定する必要はない」「委員の任期の3年に1度で良い」というご意見が、複数の委員の方々から出されているとのことでした。

根本的な課題となりますので、まずは「標準額の毎年策定」の見直しについて、協議したいと思ひます。

具体的には、標準額を「毎年策定する」のか、「間隔を空けて策定する」のか、これについて、委員の皆様からご意見をいただきたいと思ひます。

9番
四家委員

私も、「委員の任期の3年に1度で良い」というご意見に賛同いたします。

同じ協議を毎年繰り返すのは、いかななものかと考えます。

但し、「福島県最低賃金」が毎年改定されておりますので、その周知の方法を協議する必要があると思ひます。

2番
鈴木職代

事務局にお伺ひいたします。

これまでJAを介し、各農事組合から農家の方々へ標準額表を配付していましたが、仮に毎年策定しないとすると、それもやらなくなるのかどうか確認いたします。

事務局
(鹿内主査)

委員の皆様が標準額策定の協議を行わなくても、標準額表は毎年印刷し、農家の方々へ配付したいと考えております。

先程の四家委員のご意見にあった、「福島県最低賃金」の周知についても、その改定内容を反映させたいと、農家の方々へ周知したいと考えております。

2 番 鈴木職代	標準額は据え置きでも、福島県最低賃金や消費税の改定などの情報は、加筆訂正したうえで、毎年標準額表を発行するという考えでよろしいでしょうか。
事務局 (鹿内主査)	その考えでございます。
22 番 飯高委員	毎年、最低賃金の改定が行われておりますので、毎年標準額の協議をしたほうがよいと思います。
18 番 松崎委員	標準額には、「請負労働作業」と「雇用労働作業」の 2 つがあります。 「雇用労働作業」の単位は、最低賃金と同じ 1 時間あたりの表記です。 毎年変わるものですから、最低賃金を下回らないことについては、考えなくてはならないと思います。 また、「請負労働作業」については、作業単価の積算根拠がどうなっているのかわかりませんが、おそらく J A や実際に請負われている方々のご意見を参考に決めているのだと思われます。 こちらについては、例えば「物価が 5 % 上がったから 5 % 上げるか」という議論にしかならないと思いますので、毎年協議する必要はないものと考えます。
23 番 油座委員	標準額については、あくまでも農作業受委託の「目安」とするものですので、常に世情に合致した金額でなくともよいと思います。 毎年協議する必要はないと考えます。
議長 (蛭田会長)	農作業労働賃金の策定については、事務局ではなく、我々農業委員により策定するものです。 「毎年策定する」のか、「任期中に 1 度策定する」のか、我々の方向性を決めたいと思います。
22 番 飯高委員	経済状況や最低賃金の改定など協議すべきものがあるので、全項目を協議しなくても、毎年の協議は必要だと思います。 協議内容については、難しく考えずに、柔軟に対応して行けばよいと考えます。
議長 (蛭田会長)	様々なご意見がありますが、我々農業委員としては、ひとつに決めなければなりません。 先送りするような案件でもございませんので、「多数決」をもって決めたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。
16 番 木村委員	参考までにお伺いいたします。 福島県内において、毎年策定していない自治体はあるのでしょうか。

事務局 (鹿内主査)	事前に福島県農業会議に対し、県内各市町村の策定状況を確認しておりますが、全ての自治体において、毎年標準額表の印刷は行っているそうです。 しかしながら、価格が据え置き自治体も多く見受けられることから、隔年にて協議している自治体もあるのではないかとのことでした。 いずれにしても、毎年協議するのか否かについては、それぞれの自治体の判断によるとのことです。
16番 木村委員	それであれば、協議とまでは行かなくても、確認して印刷するというところでよろしいのではないのでしょうか。
4番 木幡委員	結局、毎年賃金表は印刷するけど「議論をするのか否か」ということですので、印刷前に確認は行い、それから、新規の作業項目の要望が出た際には協議する。 例えば、ドローンの活用がこれから広がるに連れて、新しい基準を作る必要だって出て来るはずですよ。 そういった場合には、適宜協議する。 これまで通り最低賃金の改定額と、参考までに物価上昇率を記載して、「当事者間の契約時に参考にしてください」とすれば十分ではないかと思っています。 あとは、私のような農業をやっていない者が新しく来て、いきなりこれを言った時に、3年に1度だとやり方が分からなくならないか、それだけが少し心配です。
22番 飯高委員	目安ですので、あまり難しく考える必要はないと思いますが、大きく変われば大きく変えなくてはならないでしょうし、長時間かけなくても、一応議論は必要だと思います。
議長 (蛭田会長)	目安と言っても、目安を作るためには協議をしなければならないのです。 そういったことも踏まえて、方向性を決めていただかないと前に進めませんので、毎年標準額改定の協議を行うのか、任期中に1度とするのか、「多数決」にて決断してよいですかと、私は皆様にお諮りしているのです。
7番 田子委員	蛭田会長にお伺いいたします。 毎年協議するというのは、今まで通りのやり方で協議するということがよろしいのでしょうか。
議長 (蛭田会長)	その通りです。
7番 田子委員	今まで通りのやり方ですと、常に単価を上昇させるということが前提で協議しておりました。

議長 (蛭田会長)	それは、協議した結果がそうだったということで、単価を上げることが前提ではありません。
7 番 田子委員	新規の作業も増えましたので、項目も細分化されて来ております。 それを毎年協議するということでしょうか。
議長 (蛭田会長)	決すれば、そうなります。
7 番 田子委員	そうですか。 私の意見ですが、物価や人件費の上昇を鑑み前回協議した訳ですが、そういった世の中の大きな変化があった際に額改定すれば良いと、個人的には考えております。 ただ単に、これまで通りの金額で変えませんよということでしたら、疑問を呈します。
14番 佐川委員	私が心配しているのは、新たな作業項目の要望が出て来た場合でも、3年に1度の協議とするのか、それと、農業委員の中には作業受託されている方が複数おりますが、逆に委託者の意見の反映が3年に1度となってしまうのはいかなものかと思います。
事務局 (金成主査)	先程の田子委員のご意見のとおり、第17期においては、物価などの上昇を踏まえ、標準額が上昇傾向にあったと認識しておりますが、実はその前の第16期までは、約30年間、本市の標準額は変わっておりませんでした。 先程の鹿内主査の説明のとおり、各自治体においても額改定が行われてこなかった傾向にありました。 ここ数年は世の中の変化から、当事者間の契約実績が変わって来たことを鑑み、協議により単価を上げて来たということでございます。 ですから、必ずしも物価などの上昇傾向を反映させなくてはならないものではないということを補足説明させていただきます。
議長 (蛭田会長)	私は、どちらが良いとか悪いではなくて、協議資料のとおり「毎年策定の見直し」について、ご意見をお伺いしている訳です。 先程も申しましたが、農業委員会の方向性を決めるのは、事務局ではなくて我々なのです。 その方法として、挙手により「多数決」としたいと考えます。 皆様いかがでしょうか。
7 番 田子委員	会長のご提案の二者択一ではなく、その他のご意見も踏まえて、三者択一であれば、決し易いのではないかと思います。 大きな変化が予測される場合、或いはあった場合、その際には適宜額改定の協議を行う。

7 番 田子委員	逆に、安定傾向の際には、金額を据え置く、そのような柔軟性が必要ではないかと思います。
22番 飯高委員	標準額については、J A福島さくらと共同で策定しているものですから、今結論を出すというよりも、J A福島さくらの話を聞くのもひとつの手だと思います。 ですから、次回総会で結論を出すということではいかがでしょうか。
議長 (蛭田会長)	J A福島さくらとの関わりについて、事務局より説明を求めます。
事務局 (鹿内主査)	標準額については、農業委員会により策定し、その後J A福島さくらの承認を得て、印刷する流れとなっております。 承認を得ることから、農業委員会とJ A福島さくらの連名としているところ です。 苗の単価については、J A福島さくらの単価と同額としておりますので、関係性がない訳ではございませんが、この標準額については、農業委員会において策定するものですので、今協議している内容については、農業委員会の問題であると事務局では認識しております。
11番 平田委員	最近の価格上昇というのは、機械の上昇も大きいです。 あるデータでは、今後3年間で7%ずつ上げて行くとされております。 先程の田子委員のご意見のとおり、三者択一位で見て行かないとならないと思います。 そうしないと、受託者が厳しくなってしまいます。
18番 松崎委員	3年に1回の協議となりますと、新しい要望があったり、賃金や物価が急に上がったりするなかで、いったいどのタイミングで協議するのかという判断が非常に難しいと思います。 事務局でもその判断は難しいと思いますので、そういうことであれば、毎年協議した方がいいのだろうと考えます。 但し、この状況で決めるというなら、「多数決」で決めるしかないのかなとも思っております。
議長 (蛭田会長)	「今年度、額改定の協議をするのか、しないのか」に、問い方を変えますね。 何故かという、昨年度協議しているからです。 今年度協議しないとなれば、景気の変動などに合せて適宜協議して行くということで、3年に1度という言葉がまずかったのかもしれないので、「今年度、標準額の協議をするのか、しないのか」お諮りしたいと思います。

22番 飯高委員	今年の標準額は既に決まっていると思うのですが、去年と同じでしょうか。
議長 (蛭田会長)	今年の標準額は、昨年度協議したものです。 また、今年度協議するものは、来年の標準額となります。
22番 飯高委員	失礼しました。 受託者にも委託者にも聞いたのですが、今年の標準額表は来ていないと言われたものですから。 毎年策定しないと「標準額表はいったいどうなったのか」と言われかねない心配もあります。 まあ、昨年と同額であると言えば、それで済む問題でもあります。 あまり深く考える問題ではありませんでしたね。 すみませんでした。
4番 木幡委員	協議資料35ページに、今年度の策定スケジュールがありますが、アンケートは毎年実施して情報共有する。 また、協議に関しては、新しい作業項目の要望や物価上昇による問題など、検討課題があった際に適宜協議する。 そういった考えなら良いのかなと思います。
議長 (蛭田会長)	只今、木幡委員より、アンケートは毎年実施し、検討を要する意見や課題があった際には、適宜協議すれば良いという提案がありました。 そういった考えであれば、毎年協議しなくても済むのではないかということです。
9番 四家委員	「標準額表を毎年印刷して配付する」、それは良いと思います。 それから、雇用労働作業については、これまで1日あたりの単価を示しておりましたが、昨年度の協議において、1時間あたりの単価に変更した経過がございます。 これは、画期的なことで、今までになかったことですので、こういった昨年度の協議経過を踏まえ、今後の景気の動向なども見据えながら、少し間において改定などの協議をした方が良いと私は考えます。 3年に1度というお話しがありましたが、期間もそうですが、協議する委員の人数についても、複数人に絞って協議してみてもいいのでしょうか。 それから、急に農業資材の値段が跳ね上がったとか、何か大きな問題が生じた際には、年数にこだわらずに、適宜協議するというような「但し書き」を設けてみてはいかがでしょうか。
2番 鈴木職代	私も作業受託をする農家ですから、「毎年単価を上げて欲しい」というのが本音ですが、現状のようにどんどん単価を上げてしまうと、委託者がどんどん減ってしまう恐れがあります。

2 番
鈴木職代

耕作放棄地が増えて、逆に受託者に跳ね返って来てしまうのが心配です。
それから、「毎年策定する必要はない」「委員の任期の3年に1度で良い」という意見があがって来たのは、昨年度協議した標準額表が現在進行形で、まだ稲刈りもしていない状況にあるということ、この状況で額改定の協議を行うということは、委託者や受託者の意見が反映されないままの協議になってしまう訳です。

ですからアンケートについても、毎年行うということであれば、それは受委託の契約実績の反映が齟齬してしまうことになります。

そういったことから、このご意見が出たのであらうと思います。

只今、委員の皆様からご意見があったように、あまりにも価格変動が大きな場合には適宜協議して行くということを要件に入れて、3年に1度か2年に1度、額改定の協議をするというやり方にすることが良いと考えます。

毎年賃金表の印刷に入る前に、事務局から標準額表の（案）を提示していただいて我々が承認する。

そのようなやり方を基本として、アンケートから始まり、様々な課題や要望を作業項目毎に細かく協議するやり方は、3年に1度とするというのが、大多数の委員の皆様の考えであらうと思います。

そういったことで、会長からまとめていただければと思います。

22番
飯高委員

ところで、標準額表の印刷費用は何処から出ているのでしょうか。

事務局
(鹿内主査)

農業委員会予算でございます。
事務局で毎年予算要求しているものです。

22番
飯高委員

金額はいくらでしょうか。

事務局
(鹿内主査)

およそ10万円でございます。

22番
飯高委員

10万円ですか。

まあ、高いか安いかわかりませんが。

それなのですが、標準額表については、新たに圃場整備をしたところは、あまり関係ないと思いますが、個人的に作業を受ける場合には、参考となる訳です。

「去年変更したから、今年に変更ありません」と言うのであれば、それもそうだと思いますが、ただ協議はしておかないと、様々な問題に対応出来ないと思うのです。

標準額表を印刷するかしないかについては、その都度、毎年の総会で決めれば良いと思います。

事務局 (赤津係長)	標準額表については、毎年印刷いたします。 そう言ったことで、只今協議しているところでございます。
22番 飯高委員	協議はしないけど、標準額表の印刷は毎年行うということですか。
事務局 (草野局長)	例えば、「年」の表記を6年から7年に変更するとか、福島県最低賃金の改定額を反映させるとか、必要な部分を修正して印刷する考えでございます。
事務局 (鹿内主査)	標準額表自体は、毎年農家の皆様に配付いたします。
14番 佐川委員	蛭田議長の皆様への問いは「今年度は、額改定の協議を行うのか」ということであつたと思います。
議長 (蛭田会長)	その通りです。
14番 佐川委員	少し本題から外れてしまったような気がしますが、私としては、今年度は既にアンケートを実施しておりますので、無駄にならないよう協議を行うべきだと考えます。
議長 (蛭田会長)	それでは、今年度「額改定の協議を行う」か「額改定の協議を行わない」か、委員の皆様のご意見をお聞かせ願いたいと思います。 その手法については、委員の皆様の「挙手」にて伺ってもよろしいでしょうか。
2番 鈴木職代	このままでは一向に進まないのので、蛭田議長のお考えのとおり「挙手」にて諮るべきと思います。
議長 (蛭田会長)	只今、鈴木会長職務代理者より、ご意見がございました。 それでは、農業委員会としての方向性について、「挙手」にてお諮りすることでよろしいでしょうか。 【「異議なし」の声あり】 それではお諮りいたします。 今年度「額改定の協議を行う」とお考えの皆様は、「挙手」をお願いいたします。 【事務局、挙手者数を確認】 只今、7名の皆様が「額改定の協議を行う」というお考えでございました。 残り16名の皆様は、「額改定の協議を行わない」というお考えでよろしい

議長
(蛭田会長)

でしょうか。

【「異議なし」の声あり】

23名中、7名が「額改定の協議を行う」、16名が「額改定の協議を行わない」というお考えであることから、今年度は「額改定の協議を行わない」といいたします。

なお、本日出たご意見や決定した内容をまとめていただきたいと思いますと思うのですが、事務局よろしいでしょうか

事務局
(鹿内主査)

それでは、本日ご協議いただいた内容については、事務局により整理いたしまして、次回の総会にてご報告することといたします。

議長
(蛭田会長)

お願いします。

そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

それでは次に、その他に入ります。

始めに、事務局から何かありますか。

事務局
(浅川主査)

【資料4】太陽光発電事業者による農地法第5条違反行為について
⇒ 上記資料により、以下の報告を行った。

1 違反行為者

(1) 工事発注者（以下「甲」という。）

株式会社ウエストエネルギーソリューション

(2) 施工管理業者（以下「乙」という。）

株式会社 Bloom Innovation（ブルームイノベーション）

2 違反行為等の内容

乙は、甲が発注した当市小名浜南富岡地内における太陽光発電設備設置工事に関し、本年7月下旬、工事区域（農地転用届出済み）に隣接する第三者所有の農地について、地権者に無断で立ち入り、草刈りを行ったうえで、当農業委員会への所定の手続きを経ずに、工事区域への重機の搬入路・資材置場等として使用。

工事区域から発生した刈草等のごみを当該農地に放置するとともに、重機の搬入によりぬかるみを発生させたもの。

なお、本事案については、地権者の通報により、警察が介入している。

また乙は、同じく甲が発注した当市勿来町白米地内における太陽光発電設備設置工事に関し、本年7月下旬、工事区域（農地から原野への地目変更登記済み）に至る当市所管の農道（赤道）について、当農業委員会への所定の手続きを経ずに、隣接する第三者所有の農地を削る形で、当該農地の地権者に無断で拡幅。

また、地権者に無断で当該農地の草刈りや立木の伐採を行ったうえで、当農業委員会への所定の手続きを経ずに、資材場・資材搬出入のためのト

事務局
(浅川主査)

ラックの駐車スペース等として使用したもの。

3 当農業委員会事務局の対応等

事務局職員による現地調査を実施したうえで、甲へのヒアリングを行った結果、上記の2事案を「事実である」と認めたことから、「小名浜南富岡地内の農地を重機の搬入路・資材置場等として無断転用した点」、「勿来町白米地内の農地を（農道の拡幅を伴う）工事進入路・資材置場・駐車スペース等として無断転用した点」について、農地法第5条第1項違反であることを指摘したうえで、甲に対し、「(1)違反状態の速やかな是正」、「(2)当市内において乙が関与した、①農地転用許可・届出を受けて太陽光発電設備を設置した案件、②非農地判断を受けて太陽光発電設備を設置した案件、③地目変更登記（農地から原野等）を行って太陽光発電設備を設置した案件に関して、不適切行為の有無等の自主点検の実施」、「(3)自主点検の結果を踏まえた甲、乙及び工事の下請人による顛末書の作成及び提出」を求めた。

なお、農地法違反行為があり、是正がなされていない場合は、農地法第5条第2項第3号に該当し、農地転用許可基準（一般基準）を満たさないと解されることを併せて説明した。

現在は、甲が主導し、事態の収拾に当たっている状況である。

当農業委員会においては、上記(1)から(3)の措置を受けた後、総会で是正の適否を審議することとしたい。

議長
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

【特になし】

特にないようですので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請についてについて	原案のとおり可決（番号2番は取下げ）
第3号	現況確認証明願いについて	原案のとおり可決
第4号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第5号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について	原案のとおり可決（意見なし）
第6号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第7号	農地法第51条第1項に該当する事案について	「当該農地は、農地性を回復したとは言えず、令和6年7月31日を履行期限とした原状回復命令に違反している状態であり、このことから、本事案の警察署への告発を検討する」と決し、今後の措置については、会長一任とする。

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員なし

6 本総会の閉会時刻

午後4時00分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

7 田子 耕一 8 古市 邦男